

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 震災対策に携わる組織整備

#### 第1 防災対策に携わる組織の整備

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 日立市の活動体制     |
| 2 茨城県の活動体制     |
| 3 防災関係機関等の活動体制 |

|   |      |                            |
|---|------|----------------------------|
| 担 | 責任者  | 総務部長                       |
|   |      | 消防長                        |
| 当 | 課    | 防災対策課、警防課、予防課              |
|   | 関係機関 | 国、県（関係部課）、防災関係機関、事業所、施設管理者 |

#### 1 日立市の活動体制

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、市の各部は、災害時に他の部とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部間の連携体制を整備しておく。

さらに、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することや、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

##### (1) 日立市防災会議

###### ア 設置の根拠等

- ①災害対策基本法第16条第1項
- ②日立市防災会議条例（資料編 資料1-1）

###### イ 所掌事務

- ①地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ②日立市水防計画に関し調査審議すること。
- ③市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ④前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

ウ 組織

防災会議は、市長を会長とし、国・県の機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員、教育長、消防長及び消防団長、その他市の職員等でもって組織する。

※ 日立市防災会議条例（資料編 資料1-1）

(2) 日立市災害対策本部

ア 設置の根拠等

①災害対策基本法第23条の2第1項

②日立市災害対策本部条例（資料編 資料1-3）

イ 所掌事務

地域防災計画の定めるところにより、市の災害予防計画及び災害応急対策を実施すること。

ウ 組織

※ 第3章第1節第2「災害対策本部」参照

エ その他

①市本部は県本部との連携を密にし、災害対策に当たるものとする。

②意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

③災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

④市本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

## 2 茨城県の活動体制

県は、防災会議を設置して、県地域防災計画を作成し、それに基づき市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとしている。

県の防災体制としては、次のものがある。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県との要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 3 防災関係機関等の活動体制

市が所管又は市内にある「指定行政機関」「指定地方行政機関」（以上の国の機関）、「指定公共機関」「指定地方公共機関」（以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）及び「公共的団体」等の防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

## 第2 相互応援体制の整備

| 活動項目                  |
|-----------------------|
| 1 市町村間の相互応援体制         |
| 2 国等の機関に対する職員派遣の要請・斡旋 |
| 3 公共的団体等との協力体制        |
| 4 他地域への応援活動体制         |

|   |       |                         |
|---|-------|-------------------------|
| 担 | 責 任 者 | 総務部長                    |
|   |       | 消防長、市長公室長               |
| 当 | 課     | 防災対策課、警防課、消防本部総務課、政策企画課 |
|   | 関係機関  | 県（関係部課）、関係市町村、防災関係機関    |

### 1 市町村間の相互応援体制

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

#### (1) 協定の締結

市は、当該市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県外の市町村との応援協定を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするように常に見直しを図っていくものとする。

必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

さらに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市消防本部は、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

※ 災害時等の相互応援に関する協定（資料編 資料2-1）

※ 茨城県広域消防相互応援協定（資料編 資料9-10）

#### (2) 応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

市域以外で大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

### (3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

## 2 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

## 3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、公共的団体や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、そのノウハウや能力等を活用するものとする。

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、公共的団体や民間事業者等との連携に努めるものとする。

## 4 他地域への応援活動体制

市は、他市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員チームの編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてのマニュアルを整備するよう努める。

その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自が賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、日常より研修及び訓練の実施を図るよう努める。

### 第3 防災組織等活動体制の整備

| 活動項目            |
|-----------------|
| 1 自主防災組織の育成・連携  |
| 2 事業所防災体制の強化    |
| 3 ボランティア活動環境の整備 |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 総務部長<br>消防長、市長公室長、生活環境部長、保健福祉部長                             |
|        | 課     | 防災対策課、広報戦略課、警防課、予防課、コミュニティ推進課、福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課 |
|        | 関係機関  | 自主防災組織、市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK水戸放送局、その他報道機関、各関係機関・団体・事業所       |

#### 1 自主防災組織の育成・連携

本市では、市内の各自治会等に対し、自主防災組織の結成を働きかけ、自主防災組織の育成・強化を図っている。市は、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、災害時等における、市とコミュニティそれぞれが主体となって担うべき活動を整理し、それをまとめた「コミュニティ版防災ハンドブック」を作成・配布するなど、いわゆる「自助」や「共助」の意識醸成に努めるものとする。また、活動についての助言、あるいは援助等を行い、自主防災組織の指導及び育成に努める。さらには、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

##### (1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の隣保協同の精神による自発的な防災活動の推進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するため、自主防災組織の充実を図る。

##### (2) 組織づくりの推進

市内全域の各コミュニティ、町内会又は自治会単位ごとの組織づくりと、その組織の連合体づくりを目標とする。

また地域の要請に応じ、自主防災活動に関して助言等を行う。

##### (3) 組織活動の促進

市は、防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

##### (4) 組織の活動内容

###### ア 平常時（防災に関する知識の普及）の活動

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正確な知識を有している必要がある。

このため、訓練、その他のあらゆる機会に啓発を行う。

- ①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ②日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④消火用資機材及び応急手当等医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

イ 警戒宣言発令時及び地震発生後の活動

自主防災組織は、全員が協力して地域の防災活動を実施するものとする。

- ①出火防止及び初期消火の実施
- ②地域内の被害状況等情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請
- ③救出救護の実施及び協力
- ④集団避難の実施
- ⑤炊き出し及び給水、救助物資の配布に対する協力
- ⑥要配慮者の安全確保等

ウ 市の指導及び助成

- ①自主防災組織づくりの推進  
市は、県の協力を得て、積極的に自主防災組織づくりを推進する。
- ②自主防災に関する意識の高揚  
市は、自主防災に関する認識を高めるため、組織を充実するために必要な資料の提供、リーダー研修会等を行い、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。
- ③組織活動の促進  
市は、消防機関及びコミュニティ組織等との有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動を促進する。
- ④自主防災組織への助成  
市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備促進のため、必要に応じて助成を行う。

## 2 事業所防災体制の強化

### (1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の者が出入りする施設について、管理について権限を有する者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理について権限が分かれている雑居ビル、地下街等の防火体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する事業所等の協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進に努める。また、事業所等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物等施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。

3 ボランティア活動環境の整備

(1) ボランティア組織の育成・連携

市は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

ア 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫・語学・アマチュア無線）とに区分し、次に示す関係団体等がそれぞれ受け入れ、派遣等に係る調整を行う。

| 区分 | 活動内容  | 養成・登録の有無     | 担当窓口                 | 受け入れ窓口               |
|----|---|--------------|----------------------|----------------------|
| 一般 | 炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等 | 養成有り<br>登録有り | 県（保健福祉部）<br>市（保健福祉部） | 県社会福祉協議会<br>市社会福祉協議会 |

|         |   |              |          |   |
|---------|---|--------------|----------|---|
| 医療・防疫   | 医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） | 養成無し<br>登録無し | 県（保健福祉部） | 県医師会<br>県歯科医師会<br>県薬剤師会<br>県看護協会<br>県助産師会<br>県臨床検査技師会<br>県診療放射線技師会<br>県理学療法士会<br>県作業療法士会<br>県栄養士会<br>県歯科技工士会<br>県精神保健福祉士会<br>県臨床心理士会<br>県鍼灸師会<br>県鍼灸マッサージ師会 |
| 語学      | 外国語通訳・翻訳  | 養成有り<br>登録有り | 県（知事直轄）  | 県国際交流協会   |
| アマチュア無線 | 非常通信  | 養成無し<br>登録無し | 県（生活環境部） | 県（生活環境部）  |

イ 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

ウ 市社会福祉協議会の体制

市社会福祉協議会は、ボランティアの受け入れを円滑に進めるため、受け入れ体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間の相互応援協定締結を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。

エ 一般ボランティアの活動環境の整備

①ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。



②災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビ及びラジオ、新聞等の報道機関や、県及び市社会福祉協議会、日赤茨城県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

③一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、インターネット等通信機器等の資機材整備を進める。

④ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

(2) ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的に参加を呼びかける。

ア 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じて、市民にボランティア意識の啓蒙啓発を図る。

イ 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビ及びラジオ、新聞等の報道機関や、県及び市社会福祉協議会、日赤茨城県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

(3) ボランティア・リーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、県等が行っている研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティア・リーダーの養成を進める。

## 第2節 情報通信ネットワーク整備

### 第1 災害情報通信設備の整備

| 活動項目         |
|--------------|
| 1 情報通信設備の整備  |
| 2 情報通信設備の耐震化 |

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 総務部長<br>市長公室長、消防長、都市建設部長、公営企業管理者（上下水道部長）                 |
|        | 課     | 防災対策課、総務部総務課、行政マネジメント課、広報戦略課、<br>警防課（各署所）、公共建築課、上下水道部総務課 |
|        | 関係機関  | 県防災・危機管理課、NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店                        |

#### 1 情報通信設備の整備

市の無線通信施設・設備の状況は次のとおりである。

##### (1) 日立市防災行政無線（固定系）

市民へ速やかな情報提供を行うため、屋外拡声子局（放送塔）及び戸別受信機の整備を行う。屋外放送塔については、沿岸部を中心に増設を推進するとともに、機器類の整備を行うなど不感地区解消を図る。

戸別受信機についても、受信試験や機器類の整備を行い、不感地区解消を図っていくものとする。

|       |            |
|-------|------------|
| 親 局   | 遠隔制御装置     |
| 防災対策課 | 消防本部警防課指令室 |

※ 屋外拡声子局設置場所一覧（資料編 資料3-8）

##### (2) 無線機・デジタル資機材

情報収集と伝達機能のより一層の強化を図るため、I P無線等の無線機やタブレット端末・公衆無線 LAN 設備等のデジタル資機材を導入し、市内の消防、警察、防災関係機関はもとより市内の主な施設、指定避難所、自主防災組織等を結び、映像や音声により正確な情報収集と伝達及び災害の迅速な対応を行う。

※ I P無線整備状況一覧（資料編 資料3-7）

##### (3) 衛星電話

市内の山間部等においては、I P無線を利用できないエリアがあるため、通信手段の確保のため衛星電話を配備する。

##### (4) 消防無線

消防本部、消防署、出張所に消防無線及び救急無線が整備されており、市内全域が通信範囲に入るため、災害通信として活用できる。

※ 消防・救急無線整備状況一覧（資料編 資料9-8）

## 2 情報通信設備の耐震化

市は、情報通信設備設置者として、その耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

### (1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも、通信が確保できるようにする。

### (2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

### (3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては、免震措置を施す。

## 3 サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

## 第2 防災情報ネットワークの運用

| 活動項目                  |
|-----------------------|
| 1 防災情報ネットワーク          |
| 2 防災情報ネットワークシステム      |
| 3 全国瞬時警報システム（J-ALERT） |

|   |      |                              |
|---|------|------------------------------|
| 担 | 責任者  | 総務部長<br>消防長、保健福祉部長           |
|   | 課    | 防災対策課、総務部総務課、警防課（各署所）        |
| 当 | 関係機関 | 総務省消防庁、県防災・危機管理課、NTT 東日本茨城支店 |

### 1 防災情報ネットワーク

県は、市町村等との間の災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備しており、本市もネットワークで結ばれている。

また、衛星回線においては、（財）自治体衛星通信機構が構築している「地域衛星通信ネットワーク」により、加入している全国の地方公共団体と結ばれており、防災情報はもとより行政情報の伝送が可能である。

しかし、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

(1) 災害時優先電話

市は、既設の電話番号を所轄のNTT 東日本茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておく。

また、登録した電話は「災害時優先電話」として定め、窓口を統一する。

災害時優先電話には通信専務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

ア 連絡責任者

市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名づつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

イ 信専務従業者

市は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信専務従事者を指名する。

通信専務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

※ 災害時優先電話番号一覧（資料編 資料 3-9）

## 2 防災情報ネットワークシステム

(1) システムの概要

県防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市長村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

(2) システムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- |   |
|---|
| ア 気象情報（予・警報、地震情報等）の迅速な伝達                                      |
| イ 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有                 |
| ウ 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築 |
| エ いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有                       |
| オ 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有                               |

## 3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

### 第3 情報通信網の整備

| 活動項目                        |
|-----------------------------|
| 1 アマチュア無線ボランティアによる情報収集の協力要請 |
| 2 市民に対する情報伝達の整備             |
| 3 その他通信網の整備                 |

|   |      |                       |
|---|------|-----------------------|
| 担 | 責任者  | 総務部長                  |
|   |      | 消防長、市長公室長             |
| 当 | 課    | 防災対策課、警防課（各署所）、広報戦略課  |
|   | 関係機関 | 市社会福祉協議会、日立アマチュア無線クラブ |

#### 1 アマチュア無線ボランティアによる情報収集の協力要請

アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定に基づき、市内の災害状況等の情報収集の協力を要請する。

※ アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定書（資料編 資料2-12）

#### 2 市民に対する情報伝達の整備

市民に対する災害時の情報伝達は、防災行政無線による広報を中心とする。同時に、拡声器付広報車による広報を実施するが、交通途絶時においては、広報活動の範囲が限定されるおそれがある。

迅速かつ正確な災害情報及び避難情報の伝達を行うため、防災行政無線の整備を図り、デマを防止パニック防止に努める。

また、テレビ、ラジオ、新聞、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール）等の多様な広報媒体を通じた適切な情報提供を実施する。

日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

コミュニティFMやケーブルテレビなど市域に固有の広報媒体との連携強化を図り、市民へのPRを促進する。

さらに、要配慮者（特に聴覚障害者）を始めとする市民に対し、登録者に対して、携帯電話にメールを一斉送信するシステムを活用するなど環境整備を行う。

被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

※ 災害時における緊急放送の要請に関する協定書（資料編 資料2-10）

#### 3 その他通信網の整備

インターネット等の通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。また、被災者の不安解消のため、様々なメディアを利用し、きめ細かな生活情報を提供していくとともに、被災者の健康維持や生活再建に向けた対応ができるように、相談窓口の充実に努める。

## 第3節 都市防災計画

### 第1 防災空間の整備

| 活動項目               |
|--------------------|
| 1 公園・緑地の整備         |
| 2 防災道路・避難路となる道路の整備 |
| 3 消防活動空間確保のための道路整備 |

|    |      |   |
|----|------|---|
| 担当 | 責任者  | 都市建設部長、産業経済部長、教育長（教育部長）                                 |
|    | 課    | 都市整備課、道路建設課、常陸多賀駅周辺地区整備課、道路管理課、かみね公園管理事務所、農林水産課、スポーツ振興課 |
|    | 関係機関 | 常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、各関係事業所                       |

#### 1 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の促進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

#### 2 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。

また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

#### 3 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては、消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴として挙げられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

## 第2 市街地の整備

| 活動項目                    |
|-------------------------|
| 1 都市計画等における「防災的観点」の導入促進 |
| 2 過密市街地の整備              |

|        |       |                                   |
|--------|-------|-----------------------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長                            |
|        | 課     | 都市政策課、都市整備課、道路建設課、建築指導課           |
|        | 関係機関  | 常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、各関係事業所 |

### 1 都市計画等における「防災的観点」の導入促進

都市の防災性を向上させるためには、道路、公園等の都市基盤整備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正な誘導を図る必要がある。

そのため、全市的な土地利用に関する基本方針、基本計画に、「延焼遮断機能強化等の観点」といった防災的観点を一層取り入れることとし、災害に強いまちづくりを促進する。

### 2 過密市街地の整備

木造密集市街地等防災上危険な市街地については、道路整備及び連担建築物設計制度等による解消を図る。

また、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

## 第3 避難施設の整備

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 避難施設の役割・機能   |
| 2 指定緊急避難場所等の整備 |
| 3 避難路の確保       |
| 4 避難計画の策定等     |

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 総務部長<br>都市建設部長、消防長、保健福祉部長、教育長（教育部長）        |
|        | 課     | 防災対策課、都市整備課、常陸多賀駅周辺地区整備課、予防課、国民健康保険課、学校施設課 |
|        | 関係機関  | 消防団、自主防災組織                                 |

### 1 避難施設の役割・機能

地震による災害を最小限度にとどめるためには、まず、地震後の広域延焼火災をいかに防ぐかが重要となる。地震後に火災が発生したとき、高齢者、障害者等の要配慮者をまず一時的に安全避難させた上で、地域ぐるみの初期消火活動に全力を尽くし、その結果、火災が鎮静化の方向に向かえば必ずしも指定緊急避難場所に移動する必要はない。

- (1) 一時避難場所は、各地域において日常的身近な施設であり距離的にも比較的至近であること。
- (2) 指定緊急避難場所は、広域延焼火災という最悪の事態においても市民の安全、生命を一時的に守りえる性能を持っていること。
- (3) 指定避難所は、被災者の住宅に対する危険の予想される場合や、住宅の損壊により生活の場が失われた場合、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設である。

## 2 指定緊急避難場所等の整備

### (1) 指定緊急避難場所等の指定及び変更等

#### ア 指定緊急避難場所等の指定

地域人口と他の指定緊急避難場所等との関係及び当該場所の地目等必要な調査を行い、指定緊急避難場所等として適していると認めるときは、防災会議の承認を得てこれを指定する。

その際、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

また、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者の受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### イ 指定緊急避難場所等の変更、解除

指定緊急避難場所等が周辺の状況変化等により、収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合又は指定緊急避難場所等として適さなくなった場合には、前記アの指定と同様の手続をもってこれを変更、解除する。

#### ウ 指定緊急避難場所等の地区割り当て

指定緊急避難場所の選定に伴って地域内の避難場所の状況と、その安全面積及び避難場所に通ずる道路の状況並びに周辺地域の人口分布等を考慮し、避難地区の割り当てを行い、地域住民にこれを周知徹底する。

### (2) 指定緊急避難場所等の調査

指定緊急避難場所等の状況を常に調査し、指定緊急避難場所等及びその周辺状況に変化があった場合は、適当な措置を行う。

### (3) 一時避難場所の基準等

#### ア 基準

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①地域ぐるみの防災活動の拠点</li><li>②地域への情報伝達の拠点</li><li>③防災活動を行う場合の要配慮者が一時的な安全を確保するための避難待機場所</li><li>④指定緊急避難場所へ適切に二次避難するための集結地点</li></ol> |
|---|

#### イ 指定の目安

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①耐災害性に優れていること（耐倒壊、耐火、耐水害等）</li><li>②ある程度のオープンスペースが確保されている公園、緑地等とすること</li><li>③なるべく四方に出入口が常時確保されていること</li><li>④情報伝達上の便利が得やすいこと</li><li>⑤なるべく指定緊急避難場所を兼ねられる施設であること</li><li>⑥なるべく公共施設であること</li><li>⑦町丁目単位で検討し、到達距離は1 km以内とすること</li><li>⑧空地の面積は、おおむね1,000 m<sup>2</sup>以上であること</li><li>⑨土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと</li></ol> |
|--|



(4) 指定緊急避難場所の整備

ア 整備基準

指定緊急避難場所については、次の目安に従って適切な施設を指定し必要な機能の整備を図る。

- ①安全な有効面積を確保することができる学校、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とすること
- ②有効面積は、利用可能な避難空間として、1人当たり2㎡以上を確保すること
- ③木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していること
- ④大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること
- ⑤大火幅射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れていること
- ⑥町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、到達距離は2km以内とすること
- ⑦なるべく公共施設であること
- ⑧土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

※ 指定緊急避難場所一覧表 (資料編 資料4-2)

(5) 指定避難所の整備

ア 指定の現況

災害時の指定避難所として、市内の小・中学校等を指定し、備蓄のためのスペース(防災備蓄倉庫)や通信設備の整備等、必要な整備・改修を行っている。

「指定避難所予定施設指定の目安」

- ①被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること
- ②被災者の現住地の最寄り場所に設置できるよう、市内全域に確保すること
- ③情報の伝達上の便利が得やすいこと
- ④耐災害性に優れていること(耐震、耐火、耐水害等)
- ⑤なるべく公共施設であること
- ⑥土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

イ 指定避難所の決定

開設する指定避難所の決定は、被災者、被災地域の状況及び設置予定施設の被害の状況に応じて、本部長が行う。

ウ 指定避難所予定施設の鍵の保管等

各指定避難所予定施設の管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、平常時から訓練を実施し、開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法を所属職員に周知徹底しておく。

また、本部長は、指定避難所開設の際、迅速な開設が行えるよう、各指定避難所予定施設の予備鍵を原則として保管し、その場所、災害時の利用方法を周知徹底しておく。

※ 指定避難所一覧表 (資料編 資料4-1)

※ 指定避難所運営マニュアル (資料編 資料4-7)

(6) 指定緊急避難場所等の整備目標

災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として、引き続き必要な整備・改修を進めていく。

なお、本市においては、一時避難場所、広域避難場所の区別を行っていないため、今後区分についての検討を図る。

整備・改修については、次の点に留意して進める。

- ア 指定避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に設置する。
- イ 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 指定避難所における備蓄倉庫、救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- エ 指定避難所に食糧、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- オ 避難生活の長期化、高齢者や障害者等の災害時要援護者や女性に対応するため、必要物資の備蓄、水槽などの水利施設等、様々な生活施設（空調、洋式トイレ）、設備（スロープ、更衣室、授乳室、間仕切り等）の整備やケア策の充実に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

### 3 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するもの」と規定されている。

(2) 指定の基準

福祉避難所については、次の目安に従って、適切な施設を指定し必要な機能の整備を図る。

- ア 高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
- イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること
- ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

※ 福祉避難所一覧表（資料編 資料4-8）

### 4 避難路の確保

(1) 避難路の整備

指定緊急避難場所等に安全に避難できるよう日頃から市民への避難経路の周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じる。

- ア 避難道路は、沿線に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと
- イ 地下に危険な埋設物がないこと
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする

(2) 標識等の整備

ア 指定緊急避難場所等の周辺の安全確保

指定緊急避難場所等の周辺について、安全性の検討を行い、整備を進める。

イ 誘導標識等の整備

既に設置済みの避難誘導標識の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、適切な整備・増設に努める。

ウ 避難地案内板の整備

避難場所の配置を地図上に示し、地理に不案内な人に、避難場所としての周知を果たすよう、適切な避難地案内板の整備を進める。

(3) 避難誘導體制の整備

ア 基本的考え方

避難時の誘導體制については、次のような基本的考え方に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。

- ①市民は、広域的な災害による避難指示が出された場合、原則として、最寄りの指定緊急避難場所等に自主的に避難する。
- ②市は、広域的な災害による避難指示が出された場合、区域内の指定緊急避難場所等に職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示・伝達を行う。
- ③市は、避難路等の要所に誘導員を配置し、自主防災組織等の協力を得て、避難誘導にあたる。また、避難指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。
- ④消防本部・署は避難指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方法を本部長（市長）、警察署長に通報する。
- ⑤市、消防本部・署、自主防災組織等は、高齢者や障害者等の要配慮者について、可能な限り早めに避難させる。  
また、交差点や橋梁等の混雑予定地点においては、「要配慮者」のみの集団避難グループを区別し、優先的な避難誘導に努める。

イ 総務部・保健福祉部・消防本部・都市建設部・教育委員会の対策

①避難誘導體制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や被災状況等について迅速に把握し、関連機関、近隣市町村等との連携により、適切な避難誘導を行う体制の整備を進める。

②避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を図るとともに、市民への啓発を行う。

また、自主防災組織と連携し、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

③避難先の安全確保

a 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

b 避難場所の安全化

避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

c 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定避難所に災害時の有線通信及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

5 避難計画の策定等

市の公共施設・区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により、防災に関する責務を有する者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定する。

特に、自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立する。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるよう努める。

第4 建築物の耐震対策

| 活動項目 |                  |
|------|------------------|
| 1    | 既存建築物の耐震診断・改修の促進 |
| 2    | 耐震改修の指導強化        |
| 3    | 応急危険度判定制度の整備     |
| 4    | 市民への普及・啓発の推進     |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長<br>総務部長、教育長（教育部長）                |
|        | 課     | 建築指導課、防災対策課、総務部総務課、教育委員会総務課、<br>公共財産管理課 |
|        | 関係機関  | 各関係事業者                                  |

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

既存の耐震診断基準等（木造住宅の耐震診断と補強方法（財）日本防災協会）、既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（財）日本防火協会）、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（財）日本防火協会）の有効的な活用を図り、建築士による耐震診断の促進を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の主旨を踏まえつつ、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することが重要であるという認識のもと、以下の対策を推進し「災害に強いまちづくり」に努める。

(1) 市有建築物の耐震診断・改修

災害時に対策本部等が設置される市庁舎等の公共建築物、保健医療の拠点となる病院や地区医療センター、指定避難所として使用される学校など、防災上重要な市有建築物の耐震診断につ

いては、日立市耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修を計画的に推進する。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修

建築物の耐震性向上に関する知識の普及・啓発に関するリーフレットの配布等を行うとともに、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

また、「日立市安全・安心・住まいる助成制度」を活用し、耐震診断、耐震計画、耐震改修工事に対する補助を行う。

## 2 耐震改修の指導強化

(1) 建築構造物防災対策

ア 木造建築物

(財) 日本防災協会編集の既存木造建築物の耐震チェックシート等を活用し、住宅等の耐震性チェックを市民に促す。

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物

既存建築物のうち、昭和56年（新耐震基準施行）以前に建築された建築物について、必要があると認められるときは、特定建築物の所有物に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をする。

## 3 応急危険度判定体制の充実

被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、地震前対策も含めて、県と連携を図りつつ応急危険度判定制度の活用を図る。

なお、県が行う応急危険度判定体制の確立内容は次のとおりである。

(1) 判定士の養成

余震等による2次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を2,400人確保することを目標として計画的に養成する。

(2) 動員体制の整備

地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

ア 被災宅地判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

イ 動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

## 4 市民への普及・啓発の推進

市民等を対象に、耐震診断・耐震改修の必要性・概要についての啓発啓蒙を促進する。

## 第5 建築物の不燃化の促進

| 活動項目            |
|-----------------|
| 1 防火地域・準防火地域の指定 |
| 2 屋根の不燃化区域の指定   |
| 3 建築物の防火の推進     |
| 4 市営住宅          |

|    |     |                             |
|----|-----|-----------------------------|
| 担当 | 責任者 | 都市建設部長、保健福祉部長、消防長           |
|    | 課   | 都市政策課、建築指導課、公共建築課、市営住宅課、予防課 |

### 1 防火・準防火地域の指定

建築物が密集し、震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域に指定を行うほか、集団的地域としての「建物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次実施する。

### 2 屋根の不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

### 3 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

### 4 市営住宅

市が建設する市営住宅は、今後とも耐火構造とする。

## 第6 ブロック塀等転倒防止及び落下物等対策の推進

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 落下危険物対策      |
| 2 ブロック塀の倒壊防止対策 |
| 3 道路占拠物等防止対策   |

|        |       |                              |
|--------|-------|------------------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長                       |
|        |       | 総務部長、教育長（教育部長）               |
|        | 課     | 建築指導課、道路管理課、防災対策課、教育委員会総務課   |
|        | 関係機関  | 日立警察署、日立商工会議所、商店会連合会、その他各種団体 |

### 1 落下危険物対策

建築基準法の数次にわたる改正により、比較的最近に建てられた建築物は、木造・非木造とも十分な耐震性を備えている。

このため、近年の地震災害においては、建築物の倒壊による被害もさることながら屋内・屋外の落下物・倒壊物による人的被害も多発している。特に、比較的狭い都市型住宅においては家具等の転倒・落下による被害の危険性が高い。今後、本市においても公共施設や商工会議所、商店会連合会、その他の各種団体等の協力を得て、その対策の実施の啓発を行う。

#### (1) 一般建築物の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

ア 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に、落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下のおそれがある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

エ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

#### (2) 家具類の固定PR等屋内落下物防止対策

家具類等の固定や棚の上の整理等の必要性について、市報又は防災ハンドブック等を通じて、市民に対し啓発活動の推進に努める。

#### (3) 公共施設における落下物防止対策

市職員等への研修等を通して、公共施設の落下物対策を推進し、窓ガラスの安全ガラス化を推進する。

### 2 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

- (2) 市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

### 3 道路占拠物等防止対策

市は、震災時の避難路の確保、消防活動の円滑化を図るため、不法に路上設置された自動販売機、路上を占有している放置自転車や陳列商品等について、事前指導の徹底を図るとともに、道路パトロール車等による巡回指導及び日立警察署の協力を得た合同パトロールを通じた防止対策を講じる。

## 第7 地震火災の防止

| 活動項目                 |
|----------------------|
| 1 出火防止対策の強化          |
| 2 地域ぐるみの初期消火体制の整備・強化 |
| 3 震災時想定消防計画の策定       |
| 4 消防力の整備・強化          |

|   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 担 | 責 任 者 | 消防長                              |
|   | 課     | 警防課、予防課                          |
| 当 | 関係機関  | 消防団、ガス事業者、高圧ガス石油等販売組合、危険物取扱施設管理者 |

### 1 出火防止対策の強化

#### (1) 一般家庭に対する指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、各コミュニティ組織、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方の指導を行う。

また、出火防止知識の啓発指導を行い、『ぐらっときたら身の安全をまず確保し、その後に落ち着いて消火』など地震の心得の普及・徹底を図る。

#### (2) 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の選任を指導するとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、防火管理体制の確立を図る。

また、通常の消防計画に、地震災害の事前措置及び発生時においても効果的な消防活動が行えるよう、具体的な消防計画の確立を図る。

#### (3) 文化財の災害予防対策

火災発生を未然に防ぐため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うほか、環境整備と危険箇所の点検を消防機関の指導を受け適切に行う。



日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行うような体制を整えておく。

(4) 予防査察の強化指導

市消防本部は、消防法の規定により立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期す。

(5) 危険物施設等の保安監督の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、事業所内防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、防止上必要な助言又は指導を行う。

(6) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を保管している教育機関、事業所、医療機関、研究機関等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

また、地震時の漏水、あふれ、噴出などによる危険を防止するため、消防活動並びに避難等に支障を及ぼすおそれの有無について、保管調査及び必要事項の指導を行う。

(7) 建築同意制度の活用

建築物を新築、増築、改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点から消防法に規定する建築同意制度の効果的な運用を図る。

(8) ガス器具等の安全化

ア プロパンガスについては、建物倒壊時の末端設備自体の安全化を図るため、ボンベの転倒防止策、地震発生時の元栓閉鎖等漏洩による出火防止対策を、消防訓練等を通じて市民に普及浸透を図る。

イ 都市ガスについては、事業所が策定する防災業務計画により、防災対策や消費設備器具の安全化の対応を図る。

(9) 放射性同位元素等の取扱施設の安全化

施設及びその施設周辺の保安について、関係者等を指導する。

## 2 地域ぐるみ初期消火体制の整備・強化

震災時の同時多発火災時においては、消火活動障害等によって、現行の消防体制のみでは対応することができないことが予想されることから、発生する火災の延焼拡大の防止を図るため、家庭、事業所及び地域における地域ぐるみの自主消火体制を充実強化し、防災訓練等により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制を確立する。

(1) 消防用設備等の強化

各事業所の消防用設備等の点検整備、査察等による指導、管理の強化を図る。

(2) 消火器等の普及

震災時における初期消火体制を確立するため、市内各コミュニティ組織への消火器の配置を図り、初期消火に備える。また事業所等については消防法等により消火器の配置を図る。

(3) 市民の防災行動力の向上

「自分たちのまちは自分たちが守る」という住民自治の精神にたつて、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、コミュニティ組織等を単位とする自主防災組織の充実及び育成を推進し、市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(4) 事業所の自主防災体制の強化

ア 消防法に基づく消防計画及び予防規定の作成義務のある事業所においては、既定計画に震災に関する事前対策、地震時の応急対策、避難対策等の内容を盛り込み震災時における対策の明確化を図る。

イ 消防法で規定された事業所に対し、消防計画に定める自衛消防訓練の実施を指導し、地震時における自衛消防組織の強化を図る。

ウ 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を深めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同初期消火体制を確立するよう促す。

### 3 震災時想定消防計画の策定

地震時において、消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を策定する。

(1) 火災拡大要因の排除

木造建物の密集度、危険物施設の分布、地域別延焼要因を調査し、不燃化の促進、道路の整備等、都市の防災機能強化の推進を図る。

(2) 消防活動路の確保

道路交通、橋梁障害に関する資料を整備し、消防活動計画の合理化と関係機関との協力を推進する。

(3) 消防体制の整備強化

地域別の延焼危険度及び被害想定を算出し、消防体制の整備強化を図る。

### 4 消防力の整備・強化

(1) 常備消防の強化

前項の消防計画に基づき、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力（消防車両・消防用資機材及び人員等）の増強を図る。

(2) 消防団等の育成・強化

震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、救助活動が行えるよう救助資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進する。

(3) 消防水利の整備

地震時は、地盤の変動による水道管の損傷等により、消火栓の機能確保は困難となることが予想され、防火水槽の耐震性の強化、プール、自然水利等の消防水利の機能維持を図る。

(4) 通信施設の機能確保

震災時の消防通信途絶は、消防活動に重大な影響を及ぼすことから、非常電源による通信施設の確保及び整備を図り、情報の収集と消防機関等との交信等、情報機能の確保を図る。

## 第4節 防災重要施設の耐震化

### 第1 道路等及び交通施設の安全化

| 活動項目          |
|---------------|
| 1 道路・鉄道施設の整備  |
| 2 港湾、堤防、漁港の整備 |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長<br>総務部長、産業経済部長   |
|        | 課     | 常陸多賀駅周辺地区整備課、道路建設課、都市政策課、<br>幹線道路整備促進課、都市整備課、道路管理課、防災対策課、<br>産業立地推進課、農林水産課        |
|        | 関係機関  | 常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、茨城海上保安部、<br>県（高萩工事事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、<br>J R 東日本、漁業協同組合 |

#### 1 道路・鉄道施設の整備

道路、鉄道等は、市内はもとより、広域的に都市を連携し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

また、震災時においても、救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し安全確保に努めなければならない。

##### (1) 道路施設の整備

防災面での道路網の整備は、幹線道路の整備と既存道路の機能確保という2つの面から行う。

##### ア 幹線道路

震災時に緊急物資の輸送、救援・救護活動が効率的に実施できるよう、幹線道路網の構築を図る。

##### イ 既存道路

既存道路の機能確保としては、その構造上弱点と考えられる橋梁を中心に耐震化を図るとともに、落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

なお、横断歩道橋についても定期的に調査を行い、本市以外のもの（国・県等）の管理している施設については、必要に応じてそれぞれの管理者に点検又は改善を要請する。

##### (2) 鉄道施設の整備

##### ア 現況

| 路線名     | 駅名又は運行区間               |
|---------|------------------------|
| J R 常磐線 | 日立駅、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅 |

##### イ 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面のあいだは、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。

ウ 保守点検等

災害に備え、線路等のパトロールに努め、施設の保守点検を推進する。

**2 港湾、堤防、漁港の整備**

本市は、東に太平洋があり、高潮や津波の発生による被害を見逃すことができない地理的環境にある。よって、港湾管理者である茨城県（茨城港湾事務所日立港区事業所）及び茨城海上保安部等関係機関との連携を密にし、災害発生の予防に万全を期すこととする。

(1) 茨城港日立港区の地震・津波防災対策の強化

国、県が策定した「茨城港日立港区における東日本大震災の復旧・復興方針」に基づく、国と県による港湾施設の防災機能、減災機能の強化対策を促進するため、国、県と連携する。

ア 耐震強化岸壁等の整備促進

災害時の緊急物資輸送等に供するため、第4ふ頭D岸壁の耐震強化を図るほか、港湾施設の液状化防止対策を促進する。

イ 津波防災、減災のためのハード、ソフト対策

漏電対策や港湾内の就労者等の避難、誘導対策の充実、強化を図る。

(2) 漁港（市内各漁港等）の耐震化の推進

必要な地質調査等を推進し、岸壁等の耐震強化等必要な整備を講じ、被害防止に努める。

**第2 ライフライン等の耐震対策**

| 活動項目 |                   |
|------|-------------------|
| 1    | 災害に強いライフラインの整備・強化 |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 総務部長<br>公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者）                       |
|        | 課     | 防災対策課、水道課、下水道課、浄水課、浄化センター                             |
|        | 関係機関  | 東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店、<br>NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店 |

**1 災害に強いライフラインの整備・強化**

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

従って、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。

このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸対策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

(1) 上水道施設（日立市企業局）の耐震化及び減災対策

水道施設の多くは老朽化が進んでいるため更新又は補強が必要であり、重要度と劣化状態を包括的に検証した施設更新の優先基準を定めた上で、更新に合わせて施設の耐震化を進め、防災対策の充実を図る。

ア 配水池、貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち、耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

イ 配水管耐震性の整備

老朽化した管、耐震性に劣る管路の速やかな更新を図る。

ウ 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど、緊急時に備えた施設整備を図る。

エ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。

特に、指定避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

オ 図面等の整備及び仮設資材の調達手段の確保

災害時における応急復旧、応急給水活動を迅速、かつ確実に行うことを目的に地図情報システムの充実を図るなど、より一層の図面等の整備を行うとともに、仮設資材（ポンプ、仮配管等）の調達手段の確保を行う。

(2) 下水道施設（日立市企業局）の耐震化及び減災対策

日立市下水道総合地震対策計画に基づき、管路施設は、重要な施設（防災拠点・指定避難所・要配慮者施設）から処理場までのルートでの耐震化を優先し、最小限の流下機能が確保されるよう耐震化を図る。

また、管路施設の新設・改築においても、耐震対策を図る処理施設（処理場・ポンプ場）においては、最低限の水処理機能、滅菌処理機能の確保がされるよう耐震化を図る。

ア 耐震化工事

日立市下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化工事を実施する。

イ 耐震化の具体例

可とう性・伸縮性を有する継手の採用、マンホール浮上抑制対策等による液状化対策を実施する。

ウ 新設・改築時の耐震化

管路施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において、「下水道施設の耐震対策指針」により、耐震化対策を講ずる。

エ 図面の整備及び仮設資材の調達手段の確保

災害時における応急復旧、仮復旧を迅速かつ確実に行うことを目的に、地図情報システムの充実を図るなど、より一層の図面等の整備を行うとともに、仮設資材（ポンプ・仮配管等）の調達手段の確保を行う。

(3) 電力施設（東京電力パワーグリッド日立事務所）の耐震化

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

②地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

①架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

②地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(4) 都市ガス施設（東京ガス日立支店）の耐震化

ア 予防計画

市の想定被害結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考にし、ガスの漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

また、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより被害の防止に努める。

①地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。

②導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

③導管鋼は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

④整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。

⑤主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。

⑥通信施設の整備・増強を推進する。

(5) 電話施設（NTT東日本茨城支店）の耐震化

災害が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定して実施する。

ア 電気通信設備等の耐災性向上策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進 等

イ 電気通信システムの信頼性向上対策

①主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）

②首長中継交換機の分散設置

③通信ケーブル地中化の推進

④大都市におけるとう道（共同溝を含む。）網の構築

- ⑤電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ⑦社内システムの高信頼化 等

ウ 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ①重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- ②災害時のトラフィックコントロール
- ③疎通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用 等

### 第3 高圧ガス施設及び危険物施設の予防対策

| 活動項目                |
|---------------------|
| 1 石油類等危険物施設の予防対策    |
| 2 高圧ガス及び火薬取扱施設の予防対策 |
| 3 毒劇物取扱施設の予防対策      |
| 4 放射性物質取扱施設の予防対策    |

|   |         |                        |
|---|---------|------------------------|
| 担 | 責 任 者   | 消防長                    |
|   | 課       | 予防課、警防課（各署所）           |
| 当 | 関 係 機 関 | 県（防災・危機管理課、日立保健所）、各事業所 |

#### 1 石油類等危険物施設の予防対策

石油類等の危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 危険物施設関係

ア 設備面の対策

- ①地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- ②地震の振動等により破損を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換えを行う。
- ③防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- ④停電時に際しても設備の安全性が保持できるよう、電源等の支援設備を備える。
- ⑤設備を新設する場合は、消防法に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- ①作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- ②点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての明確化を図るとともに、従業員への周知を徹底する。
- ③夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(2) 少量危険物施設関係

火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防機関を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- ①無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準順守を強力的に指導する。
- ②地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について考慮する。

イ 保安体制面の対策

- ①タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を出し入れするとき以外は閉鎖するように指導する。
- ②地震後の異状確認の実施及び応急措置について指導する。
- ③定期自主検査の完全実施を指導する。

※ 危険物施設の現況 (資料編 資料8-1)

## 2 高圧ガス及び火薬取扱施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

ア 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備及び液化石油ガスの販売施設、一般家庭用消費設備の耐震化対策を図るとともに、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定し、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握し、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時における一般家庭災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が、地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

## 3 毒劇物取扱施設の予防対策

必要に応じ、毒劇物保管施設を有する事業所に対し必要に応じて現場調査を実施して、施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。

特に事業者に対しては、中和剤等の確認と応急処置体制等についての検討、防火管理者等に適切な防災計画の立案・整備について指導する。

## 4 放射性物質取扱施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設は、その特性から、漏洩により環境を汚染する等の被害を生じさせるおそれがある。



このため、市火災予防条例の規定に基づく届出により、施設の設置場所及び使用状況を把握するとともに、必要に応じて現場調査を実施する。

放射線使用施設は関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

## 第4 消防設備等の整備

| 活動項目              |
|-------------------|
| 1 常備消防力の整備・強化     |
| 2 消防団及び消防組織の整備・強化 |

|        |       |                      |
|--------|-------|----------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 消防長                  |
|        | 課     | 消防本部総務課、警防課、予防課（各署所） |
|        | 関係機関  | 消防団、自衛消防隊            |

### 1 常備消防力の整備・強化

#### (1) 消防力の現況

本市の常備消防力は、消防本部、各消防署・出張所（日立消防署、日立消防署田沢出張所、日立消防署西部機関員派出所、多賀消防署、南部消防署、北部消防署、北部消防署十王出張所）から構成されている。

#### (2) 消防力の充実・強化

本市における各種消防車両等の消防力を計画的に整備・拡充し、消防・救急ニーズに見合った車両整備及び職員の確保を引き続き推進する。

あわせて消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。また、国や県の補助制度を活用し、ファイバースコープ、チェーンソー等の救助資機材やその他の消防用資機材の整備を進め、常備消防力の強化を図る。

また、停電による通信機能不全に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては自家発電設備の整備を推進する。

さらに、災害時においても消防車両等の消防力を維持するため、消防拠点施設内に災害時活動用燃料の備蓄を進める。

※ 消防機関の配置（資料編 資料9-1）

※ 消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況（資料編 資料9-3）

#### (3) 消防水利の充実強化

発災時、消火栓は水道施設の破壊等により断水又は極度の機能低下が予想され、また狭あい道路に面する消火栓についても、倒壊建物等による通行障害のため使用不能となることが予想される。このため、総合危険度の高い地域を優先に耐震性貯水槽の整備を図るとともに、海水・河川水等の自然水利の活用を検討するとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

※ 消防水利の現況（資料編 資料9-6）

## 2 消防団及び消防組織の整備・強化

災害時における消防団の整備・強化を図るため、処遇の改善、教育訓練の充実や青年層・女性層を始めとした団員の入団促進、確保に努めるとともに、老朽化した機器の整備及び車両装備等の高規格化（車両等の更新及び資機材の充実）を推進し、消防団活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

- ※ 消防団の名称、位置及び担当区域（資料編 資料9-2）
- ※ 消防団における消防機械の現況（資料編 資料9-4）
- ※ 自衛消防隊の現況（資料編 資料9-5）

## 第5節 地盤災害防止対策の推進

### 第1 造成地の災害防止

| 活動項目            |
|-----------------|
| 1 開発計画に関する予備的調査 |
| 2 開発行為の留意事項     |
| 3 人工崖面の安全措置     |
| 4 軟弱地盤の改良       |
| 5 災害危険度の高い区域    |

|        |       |                         |
|--------|-------|-------------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長                  |
|        | 課     | 都市整備課、道路建設課、道路管理課、建築指導課 |
|        | 関係機関  | 高萩工事事務所、関係事業所           |

#### 1 開発計画に関する予備的調査

開発事業を行う者は、あらかじめ法令等による行為規制、地形・地質・地盤条件等の土地条件、過去の災害記録、各種公表された災害被害想定資料により必要な情報を把握し、実施にあたっては、気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況等に関する調査を行い、開発事業区域（必要に応じてその周辺区域を含む）について、次の各項目の予備的調査を行う。

また、開発行為申請者は、市長が必要と認めるときは、該当する予備的調査資料を提出する。

- (1) 地質、地盤調査及び土質調査
- (2) 崖面の保護等防災施設の調査
- (3) 地下水位に関する調査
- (4) 排水施設に関する調査
- (5) その他防災設計上必要な調査

#### 2 開発行為の留意事項

- (1) 斜面の盛土、埋土造成は、地震に弱く地盤の流出破壊が生ずるのでできるだけ避ける。
- (2) 地形、地質、地質構造、土質、環境、地下水を十分考慮し、自然の状態をなるべく壊さない造成に努める。
- (3) 工事施工中における濁水、土砂の流出等による災害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (4) 開発事業における災害を防止するために必要な施工管理は、気象、地形、地質等の自然条件や開発事業の規模、資金計画等を考慮したうえで施工時期、工程の調整、防災体制の確立等に合わせた総合的な対策を立て、適切に行う。
- (5) その他防災設計上、必要と思われる事項については、あらかじめ市と協議する。

#### 3 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

#### 4 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の安全上必要な措置を講ずる。

## 5 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域などの各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

## 6 大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成、公表するよう努める。

## 第2 液状化対策

| 活動項目                |
|---------------------|
| 1 公共土木構造物の液状化対策の推進  |
| 2 ライフライン施設の液状化対策の推進 |
| 3 液状化対策工法の実施促進      |
| 4 液状化に関する情報公開の促進    |

|        |       |                                  |
|--------|-------|----------------------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長<br>総務部長、公営企業管理者（上下水道部長）   |
|        | 課     | 防災対策課、道路建設課、都市整備課、建築指導課、下水道課、水道課 |
|        | 関係機関  | 高萩工事事務所、関係事業者                    |

### 1 公共土木構造物の液状化対策の推進

#### (1) 道路・橋梁

道路、橋台及び橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

#### (2) 上下水道施設

耐震に適した埋戻材の採用等による液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する耐震対策を適切に実施する。

### 2 ライフライン施設の液状化対策の推進

市の施設、防災関係機関及び医療機関その他防災拠点施設となる建築物に対し、地盤改良等により、液状化対策を講ずるよう努める。

### 3 液状化対策工法の実施促進

液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設設備に当たっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討する。

#### (1) 地下埋設物（上下水道施設）

地下埋設管路施設への対策と埋戻材による液状化対策に大別される。

### 4 液状化に関する情報公開の促進

市の液状化に関する情報公開をいっそう進めるとともに、「液状化対策工法の普及啓発」に努める。

(1) 建築物

建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する啓発に努める。

### 第3 地盤沈下の防止等

| 活動項目          |
|---------------|
| 1 地盤沈下防止対策の推進 |

|        |       |                   |
|--------|-------|-------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長            |
|        | 課     | 道路建設課、道路管理課、建築指導課 |
|        | 関係機関  | 高萩工事事務所、関係事業者     |

#### 1 地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが必要であり、そのため次の対策を講じることとする。

- (1) 地下水の採取規制としては、関係法令に基づく適切な指導を行うとともに、工業用水等の表流水への転換を進める。
- (2) 造成工事に伴う地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じるおそれのある場合に、市は適切な措置を講ずるよう指導を行う。

## 第6節 緊急輸送体制の整備

### 第1 陸上輸送体制の整備

| 活動項目          |
|---------------|
| 1 緊急輸送道路      |
| 2 交通規制計画      |
| 3 集積場所・輸送拠点   |
| 4 民間との協定締結の推進 |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 都市建設部長<br>消防長   |
|        | 課     | 都市整備課、道路建設課、道路管理課、常陸多賀駅周辺地区整備課、警防課  |
|        | 関係機関  | 常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、茨城運輸支局、自衛隊、日立警察署、高萩工事事務所、NEXCO東日本水戸管理事務所、JR東日本、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会 |

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

#### 1 緊急輸送道路

市内の各地域に対して、援助・救護物資や応急対策活動要員の迅速かつ適切な輸送を確保するため、緊急輸送道路の指定及び整備を図る。特に、緊急輸送道路に想定される主要道路の橋梁については、耐震性の強化を図る。以下に緊急輸送道路の選定基準及び指定項目を示す。

##### (1) 選定基準

##### ア 県の基準

##### ①第1次緊急輸送道路ネットワーク

- ・広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸
- ・交通軸と防災拠点（Aランク）を連絡する道路、又は防災拠点（Aランク）を相互に連絡する道路

##### ②第2次緊急輸送道路ネットワーク

- ・第1次緊急輸送道路と防災拠点（Bランク）を連絡する道路、又は防災拠点（A、Bランク）を相互に連絡する道路
- ・第1次緊急避難道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

##### ③第3次緊急輸送道路ネットワーク

- ・第1次及び第2次緊急避難道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

※ 防災拠点 Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院等）

Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊等）

Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、緊急告示医療機関等）

イ 市の基準

県の指定した道路と有機的に連携を保つことを基本として、以下の各施設と県が選定する緊急輸送道路を結ぶ市道を指定する。

**緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設**

- 市役所、警察署、消防本部（署）、収容医療機関等の主要公共施設
- 指定緊急避難場所、指定避難所、防災備蓄倉庫
- 輸送拠点、ヘリコプター臨時離発着場

(2) 緊急輸送道路の指定

ア 県の指定路線

県の指定する路線のうち、市内を通過する緊急輸送道路は、常磐自動車道、国道6号ほか別に示すとおりである。

イ 市の指定路線

市の指定路線は別に示すとおり。

※ 茨城県が指定する緊急輸送道路一覧表（資料編 資料 16-1）

※ 日立市が指定する緊急輸送道路一覧表（資料編 資料 16-2）

**2 交通規制計画**

(1) 交通規制計画の策定

市は、震災発生時に、市域に対しての援助・救護物資や応急対策活動要員の迅速かつ適切な輸送を確保するため、緊急通行車両を明確にする等あらかじめ交通規制計画を定め、日立警察署との連携を図りながら、緊急輸送道路の効果的な交通規制を実施する。

(2) 交通規制計画の周知

市は、震災発生時に、市民に対して、自家用車両使用の自粛及び運転車両の措置方法等の啓発を図るほか、市報や防災マップ等により災害時の緊急輸送路の周知を図る。

また、発災時において交通管制区域内でとられる交通規制措置について、緊急迂回ルートマップ等を作成できるよう、日立警察署と連携を図るよう努める。

**3 集積場所・輸送拠点**

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うために、集積場所及び輸送拠点を指定し、指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等の設置を検討する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。

**4 民間との協定締結の推進**

災害時の人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内バス輸送機関（茨城交通）、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

また、災害時の連絡体制や協力方法その他について、市と日立市建設業協会の両者が連絡調整を行い、必要な協定の締結を推進する。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 第2 航空輸送体制の整備

| 活動項目                 |
|----------------------|
| 1 臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備 |
| 2 ヘリコプター緊急離着陸場の確保    |

|    |      |               |
|----|------|---------------|
| 担当 | 責任者  | 総務部長、消防長      |
|    | 課    | 防災対策課、警防課     |
|    | 関係機関 | 県防災・危機管理課、自衛隊 |

### 1 臨時ヘリポート設置予定地の指定・整備

万一落橋その他により、車両による輸送が不可能となった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段についてもあらかじめ確保しておく必要がある。

#### (1) 指定基準

市内全域をカバーする観点から、次のような基準により、防災ヘリコプターの臨時ヘリポートとなりえる場所の選定を行い、必要な整備を進める。

#### 臨時ヘリポートの指定基準

- ア 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
- イ 地面斜度6度以内である
- ウ 70m×70m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと（着陸点）
- エ 車両等の進入路があること
- オ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるので風圧を考慮すること
- ※ 面積は、機種の大小、夜間・昼間の別により異なる

#### (2) 設置予定地

現在、ヘリポート緊急離着陸場として8ヶ所を指定しているが、市内全域について、空輸による輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップするとともに、空中輸送の拠点となりうる場所をあらかじめ想定しておく。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

※ ヘリポート設定場所概要（資料編 資料16-5）

### 2 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

情報収集や救助、救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離着陸場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置付けることとし、下記の8ヶ所を予定している。

特に、使用の際に混乱が予想される指定避難所の緊急離着陸場については、避難住民の安全性等を考慮し、指定緊急避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

ヘリコプター緊急離着陸場予定地の所在地及び広さは、以下のとおりである。



|   | 名 称           | 所 在 地      | 面 積 (㎡)   |
|---|---------------|------------|-----------|
| 1 | 中里若者センター      | 入四間町 479   | 24,000    |
| 2 | 浜の宮グラウンド      | 東町 3-167-1 | 5,550     |
| 3 | 日立市消防拠点施設     | 神峰町 2-4-1  | 19,089.75 |
| 4 | 会瀬グラウンド       | 会瀬町 4-2    | 23,751    |
| 5 | 国分グラウンド       | 鮎川町 1-4    | 7,500     |
| 6 | 大みかグラウンド      | 大みか町 6-20  | 22,500    |
| 7 | 日立総合病院屋上ヘリポート | 城南町 2-1-1  | 31.66     |

### 第3 海上輸送体制の整備

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 海上輸送体制の整備の推進 |

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 産業経済部長   |
|        |       | 都市建設部長   |
|        | 課     | 商工振興課、道路管理課  |
|        | 関係機関  | 茨城海上保安部、自衛隊、茨城港湾事務所日立港区事業所、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会 |

#### 1 海上輸送体制の整備の推進

大規模な地震が発生した場合、被災直後の緊急物資や市内観光客等を含めた避難者の海上輸送を検討する必要がある。

茨城港日立港区へは大型船の接岸が可能であり、また本市内には漁港も整備されていることから、災害時には、これら施設を海上輸送に活用することができる。

このため、平常時から関係機関が連携し、必要な施設の整備を図るとともに、行政機関並びに民間事業者等が協力協定を締結するなど、海上を利用した災害時輸送体制の整備を進める。

## 第7節 救援救護体制の整備

### 第1 給水体制の整備

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 行動指針の作成      |
| 2 応急給水用資機材の配備  |
| 3 応急飲料水の確保     |
| 4 検査体制の整備      |
| 5 緊急時協力体制の整備   |
| 6 災害時協力井戸制度の整備 |
| 7 応急給水所（拠点）の整備 |

|        |       |                         |
|--------|-------|-------------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者） |
|        |       | 総務部長                    |
|        | 課     | 上下水道部総務課、水道課、浄水課、防災対策課  |
|        | 関係機関  | 水道協定市町村                 |

#### 1 行動指針の作成

市が応急給水・復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直しを行う。

##### ■ 応急給水・復旧の行動指針

- |  |
|--|
| <p>(1) 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定める。</p> <p>(2) 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定める。</p> <p>ア 集結場所、駐車場所、居留場所</p> <p>イ 職員と支援者の役割分担と連絡手段</p> <p>(3) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定める。</p> <p>ア 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底</p> <p>イ 地震規模に応じた断水時期の目安</p> <p>ウ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法</p> <p>(4) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定める。</p> <p>ア 指揮命令系統の整った支援班の編成</p> <p>イ 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行</p> |
|--|

#### 2 応急給水用資機材の配備

市は、地震により水道施設が損壊し供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、給水タンク、ポリ容器等給水用資機材の整備・充実と輸送する車両の調達体制の整備を図る。

※ 応急給水資機材等一覧表（資料編 資料18-1）

### 3 応急飲料水の確保

(1) 耐震性貯水槽等の整備

道路の破損その他により、被災地への搬送が困難になる事態を想定し、応急飲料水の耐震性貯水槽等の整備を検討する。

(2) 小中学校への井戸の設置

指定避難所であってプール設備のない学校については、災害時の生活用水等確保のため、井戸の整備を推進する。

(3) 各家庭での飲料水・生活水の確保

各家庭においては、家族数にあわせて最低1人1日3リットルの飲料水を、最低3日分（推奨1週間分）備えておくこととし、風呂の残り湯をとっておくことや設置費用の一部を補助している雨水貯留施設を整備することなど、断水時の生活用水に使用できるように情報提供を行う。

※ 配水池の貯水量（資料編 資料18-2）

(4) 配水池の緊急遮断弁等の整備

地振動による漏水の多発若しくは浄水・送水機能が不能になった場合を想定し、応急飲料水の確保のため、配水池に必要な緊急遮断弁や上下段バルブを整備する。

### 4 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておく。

### 5 緊急時協力体制の整備

建設工事関連団体及び日本水道協会との災害時における協力要請協定等の締結や水道OBによる協力員制度の創設等、迅速かつ的確な災害時給水活動の強化を図るとともに、応急給水活動に必要な人員を想定し確保する。

特に、要配慮者への供給体制について、民生委員や自主防災組織等との連携体制の整備を図るものとする。

### 6 災害時協力井戸制度の整備

市民が所有する井戸や湧水について調査を行い、災害等の緊急時において近隣住民からの求めに応じて水の提供を行える者（協力井戸）を把握する。

市は、これらの協力井戸を市民が災害時に利用できる水源として確保するとともに、市民への周知に努める。

### 7 応急給水所（拠点）の整備

市は、市内全域が断水となった場合を想定し、迅速に給水活動が実施できるよう、あらかじめ応急給水所（拠点）の整備を図る。

応急給水所（拠点）の配置については、車両での輸送作業をできるだけ軽減するため、配水場、ポンプ場又は事業所地下水の活用等、直接供給できる場所を優先的に選定し、空白地区を給水車による給水で補完し、また、全ての地区においておおむね半径1.5km圏内に配置するよう努める。

※ 応急給水所（拠点）一覧表（資料編 資料18-5）

## 第2 救急・救助体制の整備

| 活動項目              |
|-------------------|
| 1 救助活動体制の強化       |
| 2 救急活動体制の強化       |
| 3 地域の救出・応急手当能力の向上 |

|        |         |                      |
|--------|---------|----------------------|
| 担<br>当 | 責 任 者   | 消防長                  |
|        |         | 保健福祉部長               |
|        | 課       | 警防課（各署所）、健康づくり推進課    |
|        | 関 係 機 関 | 日立保健所、日赤茨城県支部、日立市医師会 |

### 1 救助活動体制の強化

- (1) 災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の充実を図り、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の強化を図る。
- (2) 大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。
- (3) 救助活動を効果的に実施するための消防団に対しての教育指導を推進して、救助活動能力の向上に努める。
- (4) 大規模震災時に相互に応援活動を行うため、市消防本部は広域消防応援協定を締結する。  
また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。

### 2 救急活動体制の強化

- (1) 災害時に医療拠点となる病院や医師会等に情報連絡網（防災無線等）を整備し、救護班や医療従事者の体制、医療資機材の確保、後方医療機関への負傷者搬送等を円滑に行える体制を整える。
- (2) 救急車の災害時優先携帯電話や救急医療情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急隊の整備・充実を図る。  
特に、救急患者のプレホスピタルケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備・促進を図る。
- (3) 救急教育の計画的な実施を図る。
- (4) 市民の自主救護能力の向上及び災害時医療活動を的確に実施するための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。
- (5) 大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。
- (6) 集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。
- (7) 大規模災害時に円滑なトリアージ活動が行えるように、日立市地域医療協議会主催による大規模災害時におけるトリアージ訓練等に参加するなど実施関係機関との連携を図る。
- (8) 災害派遣医療チーム（DMAT）受入体制の整備を図る。

### 3 地域の救出・応急手当能力の向上

(1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに使用する、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や建築業者等からの調達に努める。

また、市は地域の取り組みを支援する。

(2) 救助訓練及び応急手当普及啓発

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。

市は、その指導助言にあたりとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当講習において、正しい知識と技術の普及啓発を図る。

(3) 市民及び事業者の責務

市民及び市内の事業者は、応急手当講習を積極的に受講し、正しい知識と技術の維持に努める。

### 第3 応急医療体制の整備

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 医療救護施設の確保    |
| 2 医療体制の整備      |
| 3 医療器具及び医薬品の確保 |

|   |      |                                    |
|---|------|------------------------------------|
| 担 | 責任者  | 保健福祉部長                             |
|   | 課    | 健康づくり推進課                           |
| 当 | 関係機関 | 日立保健所、日立茨城県支部、日立市医師会、日立薬剤師会、関係医療機関 |

#### 1 医療救護施設の耐震性の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療救護施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震・免震改修を行う。

また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努める。

#### 2 医療体制の整備

市は、震災等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内収容医療機関を始めとする医療機関におけるネットワーク化の強化を図るとともに、医療施設の拡充・充実、防災体制（自家発電機、防災無線を始めとする通信機器、燃料備蓄、災害対応マニュアル等）の整備を図るよう、県その他関係機関に要請する。

また、医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

※ 救急告示病院一覧表（資料編 資料 12-1）

※ 救急医療協力医療機関一覧表（資料編 資料 12-2）

- ※ その他の医療機関一覧表（資料編 資料12-3）
- ※ 災害拠点病院・救命救急センター・災害派遣医療チーム（DMAT指定医療機関）  
(資料編 資料12-9)

### 3 医療器具及び医薬品の確保

- (1) 災害対策医薬品（救急箱）の配備  
指定避難所若しくは救護所設置予定施設として指定する小・中学校等の施設に、災害対策用医薬品セット（救急箱）等を配備する。
- (2) 医師会等との連携強化  
防災備蓄倉庫、指定避難所、救護所設置予定施設への災害対策用医薬品セット等の配置にあたっては、内容品等について、日立市医師会、日立薬剤師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

## 第4 災害廃棄物処理体制の整備

| 活動項目                     |
|--------------------------|
| 1 大規模地震を想定した災害廃棄物処理計画の策定 |
| 2 県内市町村、民間事業者との応援協力体制の整備 |
| 3 有害ごみ・危険ごみ分別徹底等の事前PR    |

|   |      |                           |
|---|------|---------------------------|
| 担 | 責任者  | 生活環境部長                    |
|   | 課    | 資源循環推進課、清掃センター、ゼロカーボン推進担当 |
| 当 | 関係機関 | 県（環境対策課、生活環境部）、関係事業所      |

### 1 大規模地震を想定した災害廃棄物処理計画の策定

大規模地震災害時には、建物の倒壊や焼失、ごみ・がれきの発生量が通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。

このため、災害廃棄物を迅速に収集・運搬、処分する必要性から、その支援体制の整備や最終処分にいたる間の一時的集積場所の想定等を定めた、「災害廃棄物処理計画」を策定し、非常時に備える。

### 2 県内市町村、民間事業者との応援協力体制の整備

災害時に発生する、平常時を上回る大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、県内市町村間で相互支援協定を締結し、協力体制を構築する。

また、民間廃棄物処理業者、市収集・運搬処理許可業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理施設への受入れについて応援が得られるよう、協力協定を締結し、必要な体制の整備を図るよう努める。

- ※ 災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書（資料編 資料15-5）

### 3 有害ごみ・危険ごみ分別徹底等の事前PR

災害時には、平常時を上回る大量のごみ・がれきが発生し、収集・運搬、処分しなければならないため、平常にも増してごみの分別・排出抑制により、市の作業を減らすよう市民、事業所等の協

力が重要となる。

特に、有害ごみ・危険ごみの発生時点での分別が阪神・淡路大震災の大きな教訓となっている。

市は、このような観点から、平常時にごみ分別の周知徹底を図るため、市報や家庭版防災ハンドブックその他様々な機会を通じて、事前PRの徹底を行う。

## 第5 し尿処理体制の整備

| 活動項目           |
|----------------|
| 1 災害用仮設トイレ等の整備 |
| 2 仮設用資機材の整備    |
| 3 収集運搬・管理体制の確立 |
| 4 処理方法の整備・検討   |

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 生活環境部長<br>公営企業管理者（上下水道部長）<br>総務部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長 |
|        | 課     | 環境推進課、下水道課、浄化センター、防災対策課、<br>教育委員会総務課、健康づくり推進課      |
|        | 関係機関  | 県（環境対策課、生活環境部）、し尿処理関係事業所                           |

### 1 災害用仮設トイレ等の整備

災害時に指定緊急避難場所、指定避難所及び浄化槽・下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備し、共同仮設トイレとして利用されるよう整備を進める。

また、今後建設される公共施設及び公園等の公衆トイレについては、災害時の仮設トイレとして確保することができるよう努める。

さらに、指定避難所から終末処理場までの下水道管渠の耐震化を進める中で、マンホールトイレの設置条件に適合する指定避難所へのマンホールトイレの整備を検討する。

### 2 仮設用資機材の確保

災害用仮設トイレの整備と並行して仮設用資機材の整備を推進するため、今後、県、日立保健所その他の関係機関との連携を図りながら、仮設用資材の種類、数量の把握、トイレ等の消毒方法の検討を行う。

また、家庭版防災ハンドブックに、携帯用簡易トイレ等の各戸備蓄について啓発を行う。

### 3 収集運搬・管理体制の確立

指定緊急避難場所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう必要な計画を検討する。また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、し尿の運搬・管理体制を検討し確立する。

### 4 処理方法の整備・検討

災害時を想定した処理施設の整備や収集したし尿の処理については、滑川クリーンセンター（一次処理）等へ投入するほか、終末下水処理施設への緊急投入等、適切な処理計画の検討を進める。

また、市のし尿収集処理許可業者等との災害時の協力の締結等の推進を図る。

## 第6 「住」環境の整備

| 活動項目             |
|------------------|
| 1 住宅供給等促進計画の策定推進 |
| 2 市営住宅耐震診断等      |

|        |       |           |
|--------|-------|-----------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 保健福祉部長    |
|        | 課     | 市営住宅課     |
|        | 関係機関  | 各関係団体・事業所 |

### 1 住宅供給等促進計画の策定推進

(1) 大規模災害時想定 of 住宅供給等促進計画の策定推進

大規模災害時には住宅が倒壊し、住宅必要量が増大する事が想定される。

このため、「非常時住宅供給促進計画」を策定するよう努め、これにより、県に対し必要な体制の確立の要請をするとともに、茨城県内各市町村に対し応援・協力の要請を図る。

(2) オープンスペース台帳の作成

大規模災害時における迅速な住宅供給を図るため、市内の公園、公有地、その他の民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」を作成し、データベース化を図る。

(3) 既存市営住宅のデータベース化及び県営住宅協力体制の強化

大規模災害時における迅速な住宅供給を図るため、既存の市営住宅の利用状況を台帳管理し、速やかに対応が図れるようデータベース化を図る。また、県営住宅についても協力体制の強化を図る。

### 2 市営住宅耐震診断等

市が管理している「市営住宅」について、定期的耐震診断を進めるとともに、常に補修等を行うよう努めることとする。



## 第7 食糧・生活必需品供給体制の整備

| 活動項目                  |
|-----------------------|
| 1 食糧等の備蓄並びに調達体制の整備    |
| 2 地域及び住民、事業所が行う備蓄整備   |
| 3 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備 |

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者   | 総務部長   |
|        | 課       | 防災対策課  |
|        | 関 係 機 関 | 関東農政局水戸地域センター、県北地方総合事務所、政府指定倉庫の責任者、生産者、農業協同組合、その他販売業者、<br>応援協定締結先事業所、自主防災組織、各指定避難所施設の管理者 |

### 1 食糧等の備蓄並びに調達体制の整備

災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合を想定し、確実かつ迅速な対応を図るため、指定避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄倉庫を整備し、食糧等を備蓄する。備蓄倉庫の管理については、コミュニティ（自主防災組織）、指定避難所施設の管理者と連携して行うものとする。

あわせて、事業者と生活必需物資供給に関する協定等の締結を進め、流通在庫備蓄の確保に努め、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど情報連絡体制の整備に努める。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者にも配慮するよう努める。このほか、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県北県民センター、関東農政局水戸地域センター、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。

また、求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。

※ 生活協同組合ハイコープとの生活必需物資の供給協力等に関する協定（資料編 資料2-9）

※ 備蓄倉庫、備蓄品一覧（資料編 資料11-2、資料11-3）

### 2 地域及び住民、事業所が行う備蓄整備

地域及び住民は、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、下記に掲げる品目を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

事業所は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努めるものとする。

#### ■ 事業所及び住民が行う主な備蓄品目

|               |          |           |
|---------------|----------|-----------|
| (1) パン        | (6) クッキー | (11) 漬物   |
| (2) 乾パン       | (7) 即席めん | (12) みそ   |
| (3) おかゆ       | (8) 缶詰   | (13) しょうゆ |
| (4) 飲料水 (3日分) | (9) 粉ミルク | (14) 塩    |
| (5) ビスケット     | (10) 梅干  | (15) 砂糖   |

### 3 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

市は、指定避難所生活等において必要不可欠な毛布等生活必需品について、指定避難所又はその近傍における地域完結型の備蓄施設の確保し、公的備蓄に努めるものとする。

また、調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮するよう努めるとともに、指定避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、事業者と生活必需供給に関する協定等の締結を進め、流通在庫備蓄の確保に努め、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど情報連絡体制の整備に努める。

さらに、指定避難所等における燃料確保のため、あらかじめガス供給事業者とガス供給に関する連携を図るものとする。

※ 生活協同組合ハイコープとの災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定ほか

(資料編 資料 2-9)

## 第8節 要配慮者及び観光客等の安全確保対策

### 第1 基本的な考え方

| 活動項目            |
|-----------------|
| 1 本市における要配慮者の現況 |
| 2 基本的な考え方       |
| 3 要配慮者に対する救護体制  |

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 担 | 責 任 者   | 保健福祉部長<br>生活環境部長                                  |
|   | 課       | 福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康づくり推進課、コミュニティ推進課 |
| 当 | 関 係 機 関 | 市社会福祉協議会、各関係機関・団体                                 |

#### 1 本市における要配慮者の現況

平成21年度に高齢者、障害者等を対象に避難行動要支援者名簿を整備したことから、対象者の拡大（外国人、妊産婦等）など台帳の充実に努めていく。

災害発生時には、その台帳を基に安否確認・避難誘導を行える体制を確立する。

※ 市内の福祉施設一覧表（資料編 資料15-1）

※ 日立市避難行動要支援者名簿取扱要領（資料編 資料12-7）

#### 2 基本的な考え方

以下に基づき、要配慮者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

##### ■ 要配慮者の災害時の安全な避難を確保するために必要な基本的な考え方

- (1) 地域住民は、「要配慮者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決することを認識する。
- (2) 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から準備する。
- (4) 地域住民は、地域の実状に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。
- (5) 市は、要配慮者の避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者が市民と共生できるよう、「福祉のまちづくり」を計画的かつ総合的に推進する。  
また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努めるなどの特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

#### 3 避難行動要支援者の安全確保

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者を避難行動要支援者として把握し、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置を講ずる。

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、次に掲げる者を避難行動要支援者として、民生委員、地域福祉関係者及び関係機関と連携しながら名簿の作成、整理・保管を行う。

- ア 身体障害者のうち、その障害の程度の程度が1級又は2級の者
- イ 知的障害者のうち、その障害の程度が○A又はAの者
- ウ 精神障害者のうち、その障害の程度が1級又は2級の者
- エ 介護保険法による要介護状態区分が要介護3以上の者
- オ 市の緊急通報システムを設置している者
- カ その他、市長が支援を必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- ア 氏名、イ 住所又は居所、ウ 生年月日、エ 性別、オ 電話番号その他連絡先、
- カ 避難支援を必要とする事由、キ その他市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、同意を得られたものについて、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び関係機関にその情報を提供し、避難体制の整備に努める。

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、名簿記載者の個人情報を保護するため、情報の漏えい防止について文書により指示する。

(4) 避難行動要支援者に対する救護体制

市は、災害時の避難行動要支援者の安全確保を図るため、必要な事項について検討・整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

4 避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進

市は、避難行動要支援者名簿の登録者の実態を調査して、避難支援が必要な者について、個別避難計画の作成を推進する。

第2 福祉のまちづくり

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者   | 保健福祉部長、都市建設部長、市長公室長  |
|        | 課       | 福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、都市政策課、都市整備課、道路建設課、公共建築課、政策企画課 |
|        | 関 係 機 関 | 県関係部局、市社会福祉協議会、各関係機関・団体                                      |

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実を努める。

あわせて、高齢者や障害者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において、安全で快適に利用できるように、施設の改善、整備にあたっては、関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

### 第3 社会福祉施設等における対策

| 活動項目              |
|-------------------|
| 1 防災組織体制の整備       |
| 2 緊急応援連絡体制の整備     |
| 3 社会福祉施設等の耐震性の確保  |
| 4 防災資機材の整備、食料等の備蓄 |
| 5 防災教育、防災訓練の実施    |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 保健福祉部長、消防長                                |
|        | 課     | 福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、予防課 |
|        | 関係機関  | 市社会福祉協議会、各関係機関・団体                         |

#### 1 防災組織体制の整備

各施設等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、施設入所者の安全な避難を確保するため、職員の職務分担、動員計画、避難誘導體制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討・整備する。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市（消防本部を含む）は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また、地震防災応急計画の作成についての必要な指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

#### 2 緊急応援連絡体制の整備

各施設等の管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市（消防本部を含む）は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図る。

また、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、指導を図る。

#### 3 社会福祉施設等の耐震性の確保

各施設等の管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は、要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じて耐震補強工事を行うよう努める。

#### 4 防災資機材の整備、食料等の備蓄

各施設等の管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

## 5 防災教育、防災訓練の実施

各施設等の管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市（消防本部を含む）は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

## 第4 在宅要配慮者の救護体制の整備

| 活動項目                   |
|------------------------|
| 1 要配慮者の状況把握            |
| 2 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備 |
| 3 相互協力体制の整備            |
| 4 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施   |

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者   | 保健福祉部長、生活環境部長、消防長                                    |
|        | 課       | 福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、コミュニティ推進課、消防本部総務課（各署所） |
|        | 関 係 機 関 | 日立保健所、市社会福祉協議会、各関係団体、自主防災組織                          |

### 1 要配慮者の状況把握

市は、それぞれの所管業務遂行上の必要から、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン個別計画の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努め、民生委員、消防団、警察、保健所、市消防本部等関係との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

### 2 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、震災時における迅速かつ適正な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、携帯電話等のメール機能（一斉送信等）の活用などファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努めるものとし、要配慮者に対する消防等への緊急通報システムの整備を図る。

また、視・聴覚障害者へは、情報の提供や避難の援助を依頼する近隣住民（自主防災組織）について、関係者と協議のうえ事前に決めておくよう努める。

### 3 相互協力体制の整備

市は、要配慮者（常時医療ケアを要する者を含む）自身とその家族による自助、地域等による共助を基本とした要配慮者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等、要配慮者の安全確保に係る関係機関との相互協力体制の整備に努める。

特に、要配慮者の安全確保及び食料、生活必需品等の供給、応急給水等の支援策について、関連事業者等との連携強化を図る。

#### 4 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

### 第5 外国人及び市外からの来訪者への防災対策

| 活動項目                  |
|-----------------------|
| 1 外国人の所在の把握           |
| 2 外国人を含めた防災訓練の実施      |
| 3 防災知識の普及・啓発          |
| 4 ライフラインカードの考え方       |
| 5 外国人及び市外からの来訪者への環境整備 |

|    |      |                          |
|----|------|--------------------------|
| 担当 | 責任者  | 生活環境部長、総務部長              |
|    | 課    | 文化・国際課、防災対策課、市民課、支所      |
|    | 関係機関 | 自主防災組織、日立国際交流協議会、県国際交流協会 |

#### 1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、日常時における外国人住民登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

#### 2 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、日本語を理解できない外国人の防災への行動認識を高めるため、地域と連携し、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

#### 3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

#### 4 ライフラインカードの考え方

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先などを記載するライフラインカードなどの作成に努める。

#### 5 外国人及び市外からの来訪者への環境整備

##### ア 外国人相談体制の充実

市は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように外国人相談窓口の設置に努める。

##### イ 外国人及び市外からの来訪者にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、市報やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を活用して外国語による情報提供に努める。

広報活動・防災訓練等についても、既に防災パンフレットでは英語により実施しているが、その他中国語・韓国語等の表記に努める。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるように、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 通訳ボランティアの確保

市は、日立国際交流協議会と連携し、災害発生時に外国人との円滑なコミュニケーション支援を行う通訳ボランティア育成に努める。

## 第6 避難対策

| 活動項目         |
|--------------|
| 1 避難施設等の整備   |
| 2 避難指示等の情報伝達 |
| 3 避難計画       |

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 保健福祉部長<br>総務部長、産業経済部長、教育長（教育部長）                                      |
|        | 課     | 福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、防災対策課、観光物産課、教育委員会総務課、学務課 |
|        | 関係機関  | 市社会福祉協議会、ホテル・旅館等の宿泊施設、観光施設等、自主防災組織                                   |

### 1 避難施設等の整備

要配慮者や乳児、女性が避難生活を送るために必要となる次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

- (1) 空調、洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド、スロープ、聴覚障害者に伝達事項を伝えるための掲示板、視覚障害者をトイレ等に誘導するためのロープ等の障害者・高齢者用備品
- (2) おもちゃ、ミルク等乳児用備品、授乳室
- (3) 更衣室、間仕切り

### 2 避難指示等の情報伝達

高齢者・障害者等のための要配慮者用パンフレットの作成・配布により、要配慮者自身の防災意識を高める。



また、要配慮者を十分に考慮した避難所運営マニュアルを作成し、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努め、発災時には速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

※ 避難所運営マニュアル (資料編 資料4-7)

### 3 避難計画

#### (1) 避難誘導等

市は、避難誘導等に際し、次の事項に留意する。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行う。

この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期す。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自主防災組織・自治会等の単位で行う。

オ 高齢者、障害者等の要配慮者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織による避難確認を行う。

カ 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

キ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

ク ホテル、旅館等の宿泊施設、観光施設、海水浴場等本市へ訪れる観光客の誘導體制について、関係事業者と市との協力関係を整えるように努める。

ケ 交通機関利用者の誘導體制についても、関係事業者と市との協力関係を整備する。

コ 各施設においては、あらかじめ災害時の応援者を定めておき、支援を受ける体制を整備するものとする。

※ 地震等大規模災害に関する基本覚書 (資料編 資料2-11)

#### (2) 避難順位

市は、避難誘導を要配慮者優先にして行うものとし、優先順位はおおむね次のとおりとする。

- |                    |   |      |
|--------------------|---|------|
| 第1位 介護を要する高齢者及び障害者 | } | 要配慮者 |
| 第2位 病弱者            |   |      |
| 第3位 乳幼児及びその母親・妊婦   |   |      |
| 第4位 高齢者・障害者        |   |      |
| 第5位 観光客等の来訪者       |   |      |
| 第6位 帰宅困難者          |   |      |
| 第7位 学童             |   |      |
| 第8位 女性             |   |      |
| 第9位 男性             |   |      |
| 第10位 防災従事者         |   |      |

(3) 避難後の対応

市は、高齢者や障害者等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の受入体制の整備を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努めるほか、福祉避難所の設置に向けて関係機関との協議を進める。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うように努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

(4) 被災した要配慮者の生活確保、要望聴きとり

市は、災害による精神的疲労及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所等において医師、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家や職員による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

ウ 被災者の要望聴きとりの実施

## 第9節 燃料不足への備え

### 第1 燃料の調達、供給体制の整備

| 活動項目          |
|---------------|
| 1 市の役割        |
| 2 県石油業協同組合の役割 |

|        |      |  |
|--------|------|--|
| 担<br>当 | 責任者  | 総務部長、消防長   |
|        | 課    | 防災対策課、消防本部総務課  |
|        | 関係機関 | 県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合<br>県北地区支部連合会県北東支部日立部会 |

#### 1 市の役割

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

#### 2 県石油業協同組合の役割

県石油業協同組合は、災害発生時における市民生活の維持に必要な施設への燃料供給が滞らないよう、また、災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう、あらかじめ、市と協定を締結するなどして、燃料供給体制の確保を図る。

また、当該給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、市との情報共有を図る。

### 第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

| 活動項目             |
|------------------|
| 1 災害応急対策車両の指定    |
| 2 災害応急対策車両管理者の責務 |

|        |      |  |
|--------|------|--|
| 担<br>当 | 責任者  | 総務部長、消防長   |
|        | 課    | 総務部総務課、防災対策課、警防課                                     |
|        | 関係機関 | 県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、<br>茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会 |

#### 1 災害応急対策車両の指定

市は、県が定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。

また、指定車両には県が定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

## 2 災害応急対策車両管理者の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された車両に変更等が生じた場合には速やかに市に報告する。

## 第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定等

| 活動項目                  |
|-----------------------|
| 1 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定 |
| 2 平常時の心構え             |

|    |      |  |
|----|------|--|
| 担当 | 責任者  | 総務部長、消防長   |
|    | 課    | 防災対策課、消防本部総務課  |
|    | 関係機関 | 県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、<br>茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会 |

### 1 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

県及び市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

県及び市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

### 2 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民、事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

## 第 10 節 防災教育・訓練

### 第 1 防災教育の充実

| 活動項目                 |
|----------------------|
| 1 市職員に対する教育          |
| 2 市民に対する指導及び広報等      |
| 3 園児、児童、生徒等に対する教育・指導 |

|        |         |   |
|--------|---------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者   | 総務部長<br>市長公室長、生活環境部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、<br>消防長                 |
|        | 課       | 広報戦略課、人事課、防災対策課、コミュニティ推進課、<br>教育委員会総務課、学務課、指導課、子育て支援課、警防課、予防課 |
|        | 関 係 機 関 | 県（防災・危機管理課、教育庁）、日立警察署、防災関係機関                                  |

#### 1 市職員に対する教育

市は、市民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため、市地域防災計画を作成してその実施にあたるとともに、災害の未然防止、被害の拡大防止、被災者の救護等地域防災に関し、第一次的な責任を有している。

市がこの計画に基づき適切な災害対策を行うためには、市職員一人ひとりが防災に関する知識を高め、迅速に必要な行動をとることが求められている。

このため、市では職員に対し定期的に教育研修を行う。

##### (1) 教育方法

###### ア 研修

市職員に対して防災に関する研修を実施し、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、被災自治体の担当者等を講師として招き、教育の一環とする。

また、防災・災害対応に関する市職員の意識及び能力の向上を図るため、職員の災害時対応関連資格の取得を支援する。

###### イ 職場教育

職員に対する教育は、日頃からそれぞれの職場で教育することが最も重要である。

職員個々が知識を高めることにより、災害時に有効な活動ができるとともに市民への対応が適切になされることにもなる。

そこで職場教育では、一般的、共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれの職場で具体的に定められた職員個々の役割等をマニュアル化し、その職場に合った教育として実施する。

###### ウ 防災読本による周知

職場教育に加え『防災ハンドブック』等を参考に、職員の自己研さんによる防災業務の周知徹底を図る。

##### (2) 教育内容

教育の内容は、次の事項を基本として必要事項を教育する。

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| ア | 災害対策活動の概要                   |
| イ | 防災関係職員としての心構え               |
| ウ | 役割分担                        |
| エ | 防災行政無線の取扱方法                 |
| オ | 地震及び津波に関する知識                |
| カ | 地震対策として現在講じられている施策に関する知識    |
| キ | 職員等が果たすべき役割                 |
| ク | 今後地震対策として取り組むべき必要のある課題      |
| ケ | 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資の禁止等） |

## 2 市民に対する指導及び広報

市民等に対し、自らが身の安全を守る、いわゆる「自助」の心がまえを高めてもらうため、地震や津波に関する知識、地震や津波が発生した時の行動指針等の正しい知識の普及に努める。

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

市民も、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

### (1) 広報媒体等

| 防災機関名 | 媒体   | 対象                                     | 内容   |
|-------|--|--|--|
| 市     | 市報、講演会、広報車、啓発ビデオ、学級活動、防災マップ、防災ハンドブック、インターネット、ケーブルテレビ、ラジオ | 市民<br>コミュニティ<br>自主防災組織<br>児童・生徒<br>市職員 | ○地震津波に対する一般知識<br>○出火防止及び初期消火の心得<br>○地震発生時の心得、避難路、避難地<br>○避難方法、避難時の心得<br>○食糧、救急用品など非常持出品の準備<br>○学校施設等の防災対策<br>○建物の耐震対策家具の固定<br>○災害危険箇所<br>○自主防災活動、防災訓練の実施ほか |
| 市消防本部 | 講演会、広報紙、パンフレット   | 市民<br>事業所                              | ○地震及び津波に関する一般知識<br>○出火の防止及び初期消火の心得<br>○避難方法、避難時の心得<br>○食糧、緊急用品など非常持出品準備<br>○救助救護の方法ほか  |

|                      |                                  |                                  |  |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| 県                    | 県広報紙、新聞、ビデオ、ラジオ、防災フェア、講演会、パンフレット | 県民<br>事業所<br>各種団体<br>児童生徒<br>県職員 | 市と同じ   |
| 日立警察署                | チラシ、パンフレット                       | 市民<br>ドライバー                      | ○地震に関するドライバーの心得<br>○避難方法、避難時の心得ほか                        |
| NTT 東日本              | 新聞、ビデオ、テレビ、パンフレット、テレホンサービス       | 市民                               | ○震災時の電話使用上の心得<br>○施設の耐震性<br>○通信設備の災害対策<br>○震災時の電話のサービスほか |
| 東京ガス                 | パンフレット、チラシ、テレビ、ラジオ、新聞            | 市民                               | ○ガス事業所の防災体制<br>○地震発生時の初動措置<br>○災害時のガス栓等機器の措置ほか           |
| 東京電力<br>パワーグリッド      | パンフレット、広報車、テレビ、新聞、ラジオ            | 市民                               | ○震災時の電気使用上の心得<br>○地震発生時の初動措置<br>○施設の耐震性ほか                |
| J R                  | パンフレット、車内広告など                    | 利用客                              | ○避難方法、避難時の心得<br>○施設の耐震性ほか                                |
| NEXCO 東日本<br>水戸管理事務所 | パンフレット、ラジオ                       | 利用客                              | ○地震に関するドライバー心得<br>○避難方法、避難時の心得<br>○施設の耐震性ほか              |

(2) 広報方法

ア 広報紙・刊行物等の発行やケーブルテレビ・ラジオによる普及・啓発

地域特性を生かし、住民に分かりやすい防災マップ、防災ハンドブック、ハザードマップ、パンフレット、災害非常用持出袋等を作成し、防災に関する啓発を図り、市報やケーブルテレビ等でも防災に関する情報等を提供して防災知識の普及に努める。

また、外国人を対象として防災ハンドブックを作成し配布するよう努める。

イ インターネットによる普及

ハザードマップ等の防災情報をインターネットを活用して提供し、防災意識の啓発を図る。

ウ 報道機関等による普及及び協力

各種報道機関を活用して防災に関する正しい知識の普及に努める。また、水戸地方気象台が行なう緊急地震速報の周知等の広報活動に協力し、必要に応じ市民・事業者等への普及を図る。

また、報道機関等が防災に関する広報をするにあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は積極的に協力する。

エ 映画・プロジェクター等による普及

防災関係の映画等を作成又は購入し、集会等で上映する。

オ 集会等による普及

地域住民の集会、座談会、防災訓練及び防災用品の展示会の開催等あらゆる機会を利用する。

カ 学校教育による普及

学年別の防災知識の手引きを作成・配布し、防災用ビデオ等の貸出や学校教育活動の中で、地震に関する知識等の普及を図る。

(3) 広報内容

ア 地震及び津波に関する一般知識

イ 地震の被害状況について

ウ 地震に対する日頃の備え

- ①家具類の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止などの対策をしておく。
- ②家屋や塀の強度を確認しておく。
- ③火災の早期発見のために住宅用火災警報器を設置し、消火器を準備しておく。
- ④非常用品として備えておくもの

非常持ち出し品（飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、雨具など生活に欠かせない用品）

非常備蓄品（地震後の生活を支えるもの。飲料水 1 日一人 3 リットルなど一人最低 3 日分（推奨 1 週間分）の食糧、簡易ガスコンロなど）、

防災準備品（地震直後の火災や家屋倒壊に備えるもの。消火器、ノコギリ、バールなど）

- ⑤家族との連絡方法や集合場所などを話し合い、あらかじめ決めておく
- ⑥自分の住む地域の危険性を確認しておく
- ⑦日頃から防災訓練に参加し、防災知識・行動力を身につけておく

エ 地震発生時のポイント

- ①身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ②揺れがおさまってから慌てずに火の始末をする。出火したときは落ち着いて消火する。
- ③屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ④揺れがおさまってから避難口を確保し、慌てて外に飛び出さない。
- ⑤屋外で揺れを感じたらブロック塀などに近づかない。
- ⑥ラジオ、テレビなどから正しい情報を得る。
- ⑦わが家の安全を確認後、近隣の安否を確かめる。
- ⑧倒壊家屋などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。
- ⑨避難が必要なときは、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。

オ 出火防止、初期消火、救出・応急救護の知識などの修得

(4) 警戒宣言発令時の市民の心得

警戒宣言が発令された場合に、市民がとるべき行動指針を定める。

ア まずは身の安全を

身の安全を守るため、しばらく様子を見る。

イ 正しい情報をつかむ

テレビやラジオの情報を聴取する。また市役所、消防署、警察署などからの情報には絶えず注意する。

ウ 火の使用はできる限り自粛する

地震による二次災害の火災を防ぐため、できるだけ火を使用しないようにする。



エ 家庭内の物品の転倒、落下防止の措置

家具類は、転倒しないように固定し、落下のおそれのある物は転落防止の措置を施す。

オ 家庭内の危険物品の整理

灯油、ベンジン、食用油等燃えやすいものは安全な器具に移し、火元から離す。

またプロンガスボンベは、元栓を閉め転倒防止措置を施す。

カ 非常用品の確認

①非常持ち出し品

両手が使えるリュックサックなどに、避難のとき必要なものを確認し、目のつきやすいところに置いておく。

(飲料水、携帯ラジオ、衣類、履物、食料品、マッチ・ライター、貴重品、懐中電灯、救急セット、筆記用具、雨具、防寒着、ちり紙など生活に欠かせないもの)

②非常備蓄品

地震後の生活を支えるため、一人最低3日分(推奨1週間分)程度の食糧などを確認する。

停電に備えて、懐中電灯、ローソクなど

ガス停止に備えて、簡易ガスコンロ、固形燃料など

断水に備えて、飲料水をポリ容器などに一人1日3リットルを目安に

③防災準備品

地震直後の火災や家屋倒壊に備えるものを確認する。

火災に備えて、消火器、消火用バケツ、風呂の水の汲み置きなど

避難・救出に備えて、斧、ハンマー、スコップ、バール、防水シート、のこぎりなど

キ 緊急貯水の実施

風呂桶、水バケツ等に飲料水、消火用水として、自家用緊急貯水を確保する。

ク 消火器等の準備

出火に備えて、水バケツや消火器を用意する。

ケ 家庭内の役割分担

家庭にいる人で役割を決め、行動に移す。

コ 身軽な安全服装

作業が便利で、直ちに避難できる服装とし、防災頭巾やヘルメットを準備する。

サ 電話使用の自粛

一般加入電話は輻輳、規制を受けるので電話の使用を自粛する。

シ 自動車使用の自粛

緊急輸送路や避難路を確保するため、自動車の使用を自粛する。

### 3 園児、児童、生徒に対する教育・指導

市は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

また、社会教育施設を利用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

市内の園児、児童、生徒を対象に、市子育て支援課及び教育委員会、幼稚園、学校、保育園等は「子どもを災害から守る」ことを重点目標として、各学校等で策定する学校安全計画(避難計画を含む)に従って地震・津波及びこれに係わる災害等について教育指導する。

具体的には、地理的要件などの実情に応じ、警戒宣言発令時における園児、児童、生徒等に対する帰宅措置、保護及び避難等の措置（連絡体制を含む）をはじめ、地震災害発生後の災害応急対策、津波に対する知識、地震後の津波の対応等に係る事項について、地震防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。

なお、幼稚園、学校、保育園等では、それぞれが計画実施する防災訓練の中に具体的な行動を組み入れ、防災教育の徹底に努める。

また、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や指定避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

## 第 2 防災訓練の充実

| 活動項目              |
|-------------------|
| 1 県が行う防災訓練        |
| 2 市が行う防災訓練        |
| 3 自主防災組織等における防災訓練 |
| 4 防災関係機関等が行う防災訓練  |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 総務部長<br>消防長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、上下水道部長   |
|        | 課     | 防災対策課、警防課、予防課、教育委員会総務課、学務課、指導課<br>高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、上下水道部総務課、<br>ほか関係各課                                    |
|        | 関係機関  | 県防災・危機管理課、日立警察署、消防団、J R 東日本（市内各駅）、茨城交通、東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店、NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店、その他関係機関、<br>自主防災組織 |

### 1 県が行う防災訓練

大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都県市、県内市町村、防災関係機関及び住民の協力の下に一体となって総合的、実践的に実施する。

### 2 市が行う防災訓練

国、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力の下に、震災に関する知識と技能の修得を図るため、大地震の発生を想定し、具体的な計画に基づいて実践的な防災訓練を実施する。

#### (1) 訓練の種類

防災訓練は、その目的と性格により以下のとおり分類される。

- ア 防災関係機関が行う訓練 ————— 習熟、連携、技術の習得、検証
- イ 住民及び自主防災組織が行う訓練 ————— 意識の高揚、技術の習得

ウ 防災関係機関及び住民が合同で行う訓練 —— 連携、その他全般

なお、行政主体型に偏重しないよう、目的と必要性及び地域の特性に応じた実践的な訓練の形態を選択して計画する。

エ 学校及び児童・生徒を含めた住民が合同で行う訓練 —— 連携、その他全般

(2) 訓練内容

本市に災害が発生又はそのおそれがある場合を想定し、市及び市内関係機関との密接な連携協力の下に、迅速かつ確かな災害対応策が実施できるよう、防災活動に関する責任と自覚と技術の向上を図るとともに、市民の防災に対する意識の高揚を図り、防災体制の確立を目的として地域的に防災訓練を実施する。

①年 1 回、市長が定める期日に実施する。

②次の事項を基本として最も効果的な方法により実施する。

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| (1) 予知対応型訓練                     | (2) 発災対応型訓練〈総合訓練〉 |
| ア 職員非常参集訓練                      | ア 災害対策本部運営訓練      |
| イ 災害対策本部設置訓練                    | イ 広報訓練            |
| ウ 通信訓練（非常用電源を活用した訓練を含む。）        | ウ 避難誘導訓練          |
| エ 図上訓練                          | エ 情報収集訓練          |
| オ その他防災機器取扱訓練（指定避難所用物品の取扱訓練を含む） | オ 初期消火訓練          |
|                                 | カ 物資輸送訓練          |
|                                 | キ 応急救護訓練          |
|                                 | ク 道路復旧訓練          |
|                                 | ケ 防疫訓練            |
|                                 | コ 給食・給水訓練         |
|                                 | サ 生活関連施設の応急措置訓練など |
|                                 | シ 指定避難所運営訓練       |
|                                 | ス 炊き出し訓練          |

③通信訓練については、随時実施する。

**3 自主防災組織等における防災訓練**

自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部・署、消防団、防災関係機関の協力のもと、地域の事業所等とも協調して年 1 回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者安全確保訓練等を主として行うほか、より実践的な訓練として、災害対策本部運営訓練、指定避難所開設訓練の実施など内容の充実を図るものとする。

**4 防災関係機関等が行う防災訓練**

防災関係機関は、それぞれが定めた防災計画（業務計画）に基づき、訓練を行う。

なお、訓練を行う中で市と協調して行う訓練内容を盛り込むように努め、常に相互協力体制を維持する。

特に、幼稚園、保育園、小・中学校における避難訓練においては、東日本大震災の教訓や地域の特性を踏まえ、行政の防災担当部局や地域コミュニティの防災組織等と連携しながら改善・充実に努める。

## 第 11 節 り災証明書発行体制の整備

### 第 1 り災証明書発行体制の整備

| 活動項目   |
|--------|
| 1 県の役割 |
| 2 市の役割 |

|        |       |              |
|--------|-------|--------------|
| 担<br>当 | 責 任 者 | 総務部長、財政部長    |
|        | 課     | 市民課、各支所、資産税課 |
|        | 関係機関  | 茨城県          |

#### 1 県の役割

県は、市に対し、住家の被害調査の担当者のための研修機会を設けること等により、災害時の住家の被害認定の迅速化を図る。

#### 2 市の役割

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。